

プロポーザル公示

次のとおりプロポーザルの提出を招請します。

令和8年5月13日

日本赤十字社

総務局長 飯嶋 喜史

1. 業務概要

(1) 業務名

日本赤十字社創立150周年記念企画展（於：明治神宮ミュージアム）にかかる企画及び制作業務

(2) 委託期間

契約締結日～令和9年7月1日

(3) 業務内容

ア 企画展の展示設計・制作・施工にかかる業務

イ 撤去にかかる業務

ウ 展示物・装飾造作物の納品

エ その他

※詳細は、仕様書記載のとおり。

2. 参加資格

(1) プロポーザルに参加することができない者

ア 当該契約を締結する能力を有しない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

エ 次の各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて、契約を履行しなかった者

(カ) 競争に参加する者に必要な資格の審査に当たり、虚偽の申請をした者

- (キ) 前各号の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (2) 日本赤十字社本社の競争入札参加資格者の資格等級において、「役務の提供等」の「301 御役務の提供等」又は「319 その他」でC等級以上の認定を受けていること。
- (3) 公告の日から特定までの期間に、「日本赤十字社指名停止等の措置基準」に基づき、日本赤十字社から、又は東京都内で行われた不正行為等に基づき、東京都若しくは国からの指名停止等の措置を受けていないこと。なお、東京都及び国において同一の不正行為等によって指名停止期間が異なる場合は、そのうち早期に指名停止が終了する期間を対象とした上で、上記公告の日から特定までの期間に指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配している事業者又はこれに準ずるものとして、物品の販売等の調達契約からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 手続等

(1) 担当部局

所在地：〒105-8521 東京都港区芝大門一丁目1番3号

施設名：日本赤十字社

担当者：総務局 財政部 契約課 伊藤

T E L : 03-3437-7076

メール：keiyaku@jrc.or.jp

(2) プロポーザル説明書の配付期間及び受取方法

プロポーザル説明書等はメールにて電子データを配付する。

期間：令和8年5月13日（水）～ 令和8年5月22日（金）10時00分～16時00分

※土曜及び日曜を除く。

受取方法：メール（上記3（1）に同じ。）にてプロポーザル説明書配付希望の連絡をすること。

(3) プロポーザル参加表明書等（一次審査資料）の提出期間及び提出方法

期間：令和8年5月13日（水）～ 令和8年5月25日（月）16時00分

提出方法：メールにより以下の4点を電子データ（PDF形式）にて送付すること。

- ・プロポーザル参加表明書
- ・競争入札参加資格の認定通知の写し
- ・経歴及び業務実績調書

なお、競争入札参加資格の認定通知の写しについては、有効期間内のものに限ること。

(4) プロポーザル資料（最終審査資料）の提出期間及び方法

期間：令和8年6月4日（木）～ 令和8年6月19日（金）16時00分

土曜及び日曜を除く10時00分～16時00分（12時00分～13時00分を除く。）

方 法：正本及び副本については、前日までに事前連絡の上、3（1）の住所に持参すること。

電子データ（形式は、Excel、Word、PowerPoint 又は PDF データのいずれか）の提出方法については、一次審査通過者に改めて通知すること。

4. 一次審査の実施

提出されたプロポーザル資料の内容に基づき、一次審査を実施する場合がある。実施する場合は、一次審査通過者を対象に、最終審査を実施する。

5. 最終審査（プレゼンテーション）の開催日時及び場所等

日 時：令和8年6月23日（火）

※時間は一次審査を通過した者に別途通知すること。

場 所：東京都港区芝大門一丁目1番3号 日本赤十字社

そ の 他：プレゼンテーション会場への入場は、1業者につき3名以内（協力事業者として外部業者に事業の一部を委託する予定がある場合には外部業者を含む。）とすること。

6. プロポーザルの審査及び特定方法

一次審査及び最終審査ともに、提案内容、見積金額等について本件業務の理解度、提案内容の的確性、具体性、実効性、期待できる効果、根拠等を日本赤十字社の選定する評価者により総合的に審査し、特定する。

7. その他

(1) 手続において使用する言語・通貨 : 日本語・日本円

(2) 契約書作成の要否 : 要

特定された者との協議のうえ、契約書を作成する。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口 : 上記3（1）に同じ。

(4) 競争入札参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2（2）に掲げる競争入札参加資格の認定を受けていない者は、上記3（3）の期間に一般競争入札参加資格審査申請書を提出することができる。

(5) 本件プロポーザルに参加する資格があると確認された者に、経営、資産、信用の状況の変動により契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したときは、当該資格を取り消すことがある。

(6) 詳細はプロポーザル説明書による。